

報告第5号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和5年5月9日提出

沼田市長 星野 稔



第9号

専 決 処 分 書

令和4年度沼田市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

令和4年度沼田市の国民健康保険特別会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,564千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,622,820千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

沼 田 市 長 星 野 稔

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 国 民 健 康 保 險 税	
	1 国 民 健 康 保 險 税
3 県 支 出 金	
	1 県 補 助 金
5 繰 入 金	
	1 他 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,165,883	10,486	1,176,369
1,165,883	10,486	1,176,369
4,120,922	△112,952	4,007,970
4,120,921	△112,952	4,007,969
408,250	3,902	412,152
392,485	△1,708	390,777
15,765	5,610	21,375
5,721,384	△98,564	5,622,820

歳 出

款	項
1 総務費	
	2 徴税費
2 保険給付費	
	1 療養諸費
	2 高額療養費
	4 出産育児諸費
	5 葬祭諸費
	6 傷病手当金
3 国民健康保険事業費納付金	
	1 医療給付分
6 保健事業費	
	1 保健事業費
	2 特定健康診査等事業費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
27,805	△617	27,188
6,423	△617	5,806
4,015,757	△94,447	3,921,310
3,415,408	△44,166	3,371,242
579,776	△45,702	534,074
14,708	△2,963	11,745
5,000	△1,400	3,600
850	△216	634
1,551,555	0	1,551,555
1,048,069	0	1,048,069
73,429	△3,500	69,929
29,380	0	29,380
44,049	△3,500	40,549
5,721,384	△98,564	5,622,820

令和4年度

沼田市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款		補正前の額
1	国民健康保険税	1,165,883
3	県支出金	4,120,922
5	繰入金	408,250
	歳入合計	5,721,384

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
10,486	1,176,369	
△112,952	4,007,970	
3,902	412,152	
△98,564	5,622,820	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	27,805	△617
2 保険給付費	4,015,757	△94,447
3 国民健康保険事業費納付金	1,551,555	0
6 保健事業費	73,429	△3,500
歳出合計	5,721,384	△98,564

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
27,188				△617	
3,921,310	△90,009			△4,438	
1,551,555	△23,159		8,262	14,897	
69,929	216			△3,716	
5,622,820	△112,952		8,262	6,126	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	国民健康保険税	1,165,883	10,486	1,176,369
1	国民健康保険税	1,165,883	10,486	1,176,369
	1 一般被保険者国民健康保険税	1,165,760	10,486	1,176,246

3	県支出金	4,120,922	△112,952	4,007,970
1	県補助金	4,120,921	△112,952	4,007,969
	1 保険給付費等交付金	4,120,921	△112,952	4,007,969

5	繰入金	408,250	3,902	412,152
1	他会計繰入金	392,485	△1,708	390,777
	1 一般会計繰入金	392,485	△1,708	390,777
2	基金繰入金	15,765	5,610	21,375
	1 国民健康保険基金繰入金	15,765	5,610	21,375

1 国民健康保険税

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 医療給付費分現年課税分	4,195	現年課税分	4,195
2 後期高齢者支援金分現年課税分	1,645	現年課税分	1,645
3 介護納付金分現年課税分	886	現年課税分	886
4 医療給付費分滞納繰越分	2,244	滞納繰越分	2,244
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	857	滞納繰越分	857
6 介護納付金分滞納繰越分	659	滞納繰越分	659
1 普通交付金	△89,793	普通交付金	△89,793
2 特別交付金	△23,159	県繰入金（2号分）	△23,159
3 出産育児一時金繰入金	△1,975	出産育児一時金繰入金	△1,975
5 職員給与費等繰入金	△1,733	職員給与費等繰入金	△1,733
6 その他一般会計繰入金	2,000	その他一般会計繰入金	2,000
1 国民健康保険基金繰入金	5,610	国民健康保険基金繰入金	5,610

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1	総務費	27,805	△617	27,188				△617	
	2	徴税费	6,423	△617	5,806				△617
		1 賦課徴税费	6,423	△617	5,806				△617

2	保険給付費	4,015,757	△94,447	3,921,310	△90,009				△4,438
	1	療養諸費	3,415,408	△44,166	3,371,242	△43,653			△513
		1 一般被保険者療養給付費	3,381,459	△40,384	3,341,075	△39,838			△546
		3 一般被保険者療養費	23,882	△2,896	20,986	△2,941			45
		5 審査支払手数料	10,065	△886	9,179	△874			△12
	2	高額療養費	579,776	△45,702	534,074	△46,140			438
		1 一般被保険者高額療養費	578,623	△45,206	533,417	△45,644			438
		3 一般被保険者高額介護合算療養費	1,151	△496	655	△496			
	4	出産育児諸費	14,708	△2,963	11,745				△2,963
		1 出産育児一時金	14,708	△2,963	11,745				△2,963
	5	葬祭諸費	5,000	△1,400	3,600				△1,400
		1 葬祭費	5,000	△1,400	3,600				△1,400
	6	傷病手当金	850	△216	634	△216			

1 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	△176	○賦課徴税事業	△617
11 役務費	△441	賦課徴税費	△617
		消耗品費	△176
		口座振替手数料	△101
		コンビニ収納手数料	△340

18 負担金、補助及び交付金	△40,384	○一般被保険者療養給付費	△40,384
		一般被保険者療養給付費	△40,384
		一般被保険者療養給付費	△40,384
18 負担金、補助及び交付金	△2,896	○一般被保険者療養費	△2,896
		一般被保険者療養費	△2,896
		一般被保険者療養費	△2,896
11 役務費	△886	○審査支払手数料	△886
		審査支払手数料	△886
		審査支払手数料	△886
18 負担金、補助及び交付金	△45,206	○一般被保険者高額療養費	△45,206
		一般被保険者高額療養費	△45,206
		一般被保険者高額療養費	△45,206
18 負担金、補助及び交付金	△496	○一般被保険者高額介護合算療養費	△496
		一般被保険者高額介護合算療養費	△496
		一般被保険者高額介護合算療養費	△496
18 負担金、補助及び交付金	△2,963	○出産育児一時金	△2,963
		出産育児一時金	△2,963
		出産育児一時金	△2,963
18 負担金、補助及び交付金	△1,400	○葬祭費	△1,400
		葬祭費	△1,400
		葬祭費	△1,400

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 傷病手当金	850	△216	634	△216			

3	国民健康保険事業費納付金	1,551,555	0	1,551,555	△23,159		8,262	14,897
	1 医療給付分	1,048,069	0	1,048,069	△23,159		8,262	14,897
	1 一般被保険者医療給付費分	1,048,069	0	1,048,069	△23,159		8,262	14,897

6	保健事業費	73,429	△3,500	69,929	216			△3,716
	1 保健事業費	29,380	0	29,380	216			△216
	1 保健衛生普及費	8,209	0	8,209	216			△216
	2 特定健康診査等事業費	44,049	△3,500	40,549				△3,500
	1 特定健康診査等事業費	44,049	△3,500	40,549				△3,500

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	△216	○傷病手当金	△216
		傷病手当金	△216
		傷病手当金	△216
12 委 託 料	△3,500	○特定健康診査等事業費	△3,500
		特定健康診査等事業費	△3,500
		特定健診業務委託料	△3,500

